

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第238号）

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定により、令和7年9月30日付け諮問建第1401号で行った審査請求に係る諮問に対し、石川県情報公開審査会は別紙のとおり答申する。

答申の概要

1 審査請求人が行った公開請求の内容

特定の建築士事務所に対し建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項に基づき監督処分を行った場合に作成される文書（以下「請求対象文書」という。）

2 公開請求に対する処分の内容

公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）

3 実施機関

石川県知事（建築住宅課）

4 審査請求の経緯

公開請求 令和7年7月21日

本件処分 令和7年8月1日

審査請求 令和7年9月9日

諮問 令和7年9月30日

答申 令和8年3月12日

5 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、請求対象文書の公開を求める。

6 審査会の判断要旨（詳細については、答申書本文を参照のこと。）

(1) 結論

本件処分は妥当である。

(2) 争点

審査請求人は、請求対象文書は存在しているはずであると主張している。実施機関は、監督処分を行った事実がなく、請求対象文書は保有していない旨を主張している。

(3) 審査会の判断理由

当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、特定の建築士事務所については監督処分を行った事実はないとのことであり、実施機関は請求対象文書を保有していない。

7 審議経緯

審査回数3回

答 申 書

令和8年3月12日

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、審査請求人に対して行った公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、令和7年7月21日付けで、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、次の公文書（以下「請求対象文書」という。）について、実施機関に対し公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求対象文書の内容）

[建築士事務所の名称] が、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第23条の5（変更の届出）に違反して3年半以上にわたって「建築士事務所登録事項変更届」を届け出なかったことに対して、実施機関が建築士法第26条（監督処分）に基づいて行った監督処分に係る公文書

2 実施機関の決定

実施機関は、令和7年8月1日付けで、条例第11条第2項の規定により次の理由を付して本件処分を決定し、審査請求人に対して通知した。

（公文書を保有していない理由）

[建築士事務所の名称] に対する監督処分の事実がないため

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和7年9月9日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、令和7年9月30日付けで、条例第19条第1項の規定により、当審査会に対して諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において、本件処分について述べている内容は概ね次のとおりである。

1 審査請求書

(1) 趣旨

[建築士事務所の名称] による建築士法第23条の5に違反する行為は、同法第26条による監督処分のみならず、同法第40条の罰則が科せられるべき悪質な法令違反である。

審査請求人は、実施機関が信義誠実に建築士法に則って行うべき監督処分に係る公文書を公開する裁決を求める。

(2) 理由

審査請求人は、〔建築士事務所の名称〕に対する監督処分の実事がないとした公正に欠ける本件処分の取消しを求めるため、本件審査請求を提起した。

2 反論書及び意見陳述

〔建築士事務所の名称〕による公文書偽造及び私文書偽造は、監督処分並びに罰則が科せられる重大な法令違反である。

実施機関は、公益の代表者として、また職務責任として、かかる重大な法令違反に対して警察・検察に告発を行う法的・行政的な義務を負うので、何らかの監督処分・罰則に係る公文書が存在するはずである。

よって、審査請求人は、実施機関が当該建築士事務所の重大な法令違反に対する監督処分の実事がないとして、監督処分に係る公文書を不存在とする弁明を否認するとともに、請求対象文書及び建築士法第40条の罰則に係る公文書を公開する裁決を求める。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、弁明書において述べている内容は概ね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件審査請求については、棄却されることが適当である。

(2) 理由

ア 条例の規定

条例第11条第2項は、「実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定している。

イ 本件処分内容及び理由

(7) 請求対象文書

請求対象文書は、〔建築士事務所の名称〕に対して実施機関が建築士法第26条の規定に基づき監督処分を行った場合に作成される公文書である。

(4) 条例へのあてはめ

本件公開請求を受け、実施機関において当該事務所に対する監督処分に係る公文書を探索したが、請求対象文書の存在は認められなかった。当該探索結果を条例第11条第2項に当てはめると「公開請求に係る公文書を保有していないとき」に該当する。

(7) 処分内容及び理由

実施機関は「〔建築士事務所の名称〕に対する監督処分の実事がないため」の理由を付して本件処分を行った。

第5 当審査会の判断

1 条例の基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものである。この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する県

民の権利を十分に尊重しつつ、個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない。

当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件審査請求における争点について

請求対象文書は、実施機関が特定の建築士事務所に対し建築士法第26条第2項に基づき監督処分を行った場合に作成される公文書である。

審査請求人は、請求対象文書は存在しているはずであると主張している。これに対し、実施機関は、監督処分を行った事実がなく、請求対象文書は保有していない旨を主張している。そこで、当審査会において、請求対象文書の保有状況について確認を行い、本件処分の妥当性について検討する。

3 請求対象文書の保有状況について

建築士法第26条第2項は、都道府県知事は、建築士事務所が監督処分の対象となる事実があるときは、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは事務所の閉鎖を命じ、又は事務所の登録を取り消すことができる旨を規定している。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、[建築士事務所の名称]については同条同項の規定による監督処分を行った事実はないとのことであった。そうすると、実施機関は、監督処分に関する文書を作成も取得もしておらず、請求対象文書を保有していないと認められる。

従って、実施機関が本件処分を行ったことは妥当であると認められる。

4 結 論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

(審査会の処理経過)

年月日	内 容
令和7年 9月30日	実施機関から諮問を受けた（諮問建第1401号）。
7年12月 4日 (第366回審査会)	事案の審議を行った。
8年 1月15日 (第368回審査会)	審査請求人による意見陳述を行った。 事案の審議を行った。
8年 2月 9日 (第370回審査会)	事案の審議を行った。